

個人番号カード（写し）等貼付台紙

介護支援専門員にかかる諸申請のため、個人番号を提出します。

個人番号カードの写し又は通知カードの写しを貼り付けた上で、**太枠**の箇所（個人番号、氏名、介護支援専門員登録番号、生年月日）を手書きで記載してください。個人番号カードを所有していない場合は、マイナンバーに関する番号確認書類及び身元確認書類を添付してください。

ただし、神奈川県外に住民票を有する方等で、マイナンバーに関する番号確認書類として個人番号の記載された住民票の写し又は個人番号の記載された住民票記載事項証明書を提出する場合、介護支援専門員証交付申請、書換え交付申請、再交付申請及び更新申請にて、住民票の写し又は住民票記載事項証明書を改めて添付いただく必要はありません。

個人番号	個人番号カード写し貼付欄 表面及び裏面の写しを貼付してください。 《通知カードは原則として使用できません。》 ただし、注②に該当する場合は使用できます。
氏名	
介護支援専門員登録番号	
生年月日（和暦）	
年__月__日	

注) ①個人番号カードの写しが提出できない場合は、**個人番号が記載された**住民票の写し又は**個人番号が記載された**住民票記載事項証明書等を本台紙と併せて提出願います。

②通知カードの記載事項（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号）を変更すべき事由が発生しておらず、記載事項に変更がない場合、または、デジタル手続法の施行日（令和2年5月25日）以前に通知カードの変更手続が完了している場合に限り、個人番号カードの写しの代わりに通知カードの写しを添付することができます。